迴避規定及說明
回避規定及び説明

為了維護法院審理案件的公正，中華民國相關法規設有法院人員應「迴避」的規定，包括：(一)自行迴避，也就是說法官等人員，如果與案件的當事人或案件有特定關係，就應自行迴避，不得執行職務；(二)當事人聲請迴避，也就是當事人知悉、發現法官等人員有應自行迴避而未迴避之情形，或有其他明顯事證，足以認為他們有偏頗的可能，可用書面敘明理由後向法院聲請迴避。

裁判所における事案審理の公正を保つため、中華民国の関連法規は、裁判所職務担当者が「回避」すべき事情を定めています。

（一）自ら回避、すなわち裁判官等職務担当者は、事案の当事者又は事案と特定の関係がある場合には、自らこれを回避しなければならず、職務を執行することはできません。

（二）当事者の申立てによる回避、すなわち当事者は、裁判官等職務担当者が自ら回避すべき事案にもかかわらず回避していないことを知っている、若しくは新たに発見した場合、又はその他の明らかな事実や証拠により職務担当者に偏向のおそれがあると認めるに足る場合には、書面を以ってその理由を述べ、裁判所に対し回避の申立てをすることができます。

此外，如果通譯人員就傳譯案件有法定應自行迴避事由，也不得執行職務；且通譯就傳譯案件如有利益衝突或其他影響其忠實、中立執行職務之情形，應主動告知法院。

このほか、通訳人も、通訳する事案について法律で定められた自ら回避すべき事由がある場合には、職務を執行することができません。さらに、通訳人は、通訳する事案について利益の衝突又は忠実、中立な職務執行に影響するその他の事情がある場合には、その旨を自ら裁判所に告知しなければなりません。

如您發現案件中的法官或通譯人員，有上述情況，請即時向法院反應，以確保您的權益。

事案を担当する裁判官又は通訳人について、上記の事情があることを発見した場合には、ご自身の権益を守るために、速やかに裁判所にお知らせください。

相關的刑事訴訟法規定如下：

刑事訴訟法の関連規定は以下のとおりです。

第 17 條

法官於該管案件有下列情形之一者，應自行迴避，不得執行職務：

一、法官為被害人者。

二、法官現為或曾為被告或被害人之配偶、八親等內之血親、五親等內之姻親或家長、家屬者。
三、法官與被告或被害人訂有婚約者。
四、法官現為或曾為被告或被害人之法定代理人者。
五、法官曾為被告之代理人、辯護人、輔佐人或曾為自訴人、附帶民事訴訟當事人之代理人、輔佐人者。
六、法官曾為告訴人、告發人、證人或鑑定人者。
七、法官曾執行檢察官或司法警察官之職務者。
八、法官曾參與前審之裁判者。

第 17 条

裁判官は、担当事件において以下の事情がある場合には、自ら回避しなければならず、職務を執行することはできない。

一、 裁判官が被害者である場合。
二、 裁判官が現在又は過去に被告人又は被害者の配偶者、八親等内の血族、五親等内の姻族または世帯主、同居家族である場合。
三、 裁判官が被告人又は被害者と婚約している場合。
四、 裁判官が現在又は過去に被告人又は被害者の法定代理人である場合。
五、 裁判官が過去に被告人の代理人、弁護人、補佐人であった、又は過去に自訴人、付帯民事訴訟当事者の代理人、補佐人であった場合。
六、 裁判官が過去に告訴人、告発人、証人又は鑑定人であった場合。
七、 裁判官が過去に検察官又は司法警察官の職務を執行した場合。
八、 裁判官が前審の裁判に参与した場合。

第 18 條

當事人遇有下列情形之一者，得聲請法官迴避：
一、法官有前條情形而不自行迴避者。
二、法官有前條以外情形，足認其執行職務有偏頗之虞者。

第 18 条

当事者は、以下の事情がある場合には、裁判官の回避の申立を行うことができる。

一、 裁判官が、前条の事情があるにもかかわらず自ら回避しない場合。
二、 裁判官に、前条以外の事情があり、職務の執行に偏向のおそれがあると認めるに足る場合。